

令和4年度

八百津町協働のまちづくり事業

～募集要項～

説明会 令和3年11月8日(月)～令和3年11月26日(金)

2つのまちづくり事業

**ソフト事業**

協働のまちづくり事業補助金

**ハード事業**

協働のまちづくり事業施設等  
整備費補助金

# もくじ

ソフト事業 八百津町協働のまちづくり事業補助金・・・P1～2

ハード事業 八百津町協働のまちづくり事業施設等整備費補助金・・・P3～4

ソフト事業・ハード事業 申請の手続き・・・P5～6

ソフト事業・ハード事業 令和4年度 協働のまちづくり事業の流れ・・・P7

ソフト事業・ハード事業 八百津町協働のまちづくり事業補助金に係る要望書・  
収支予算見積書 様式・・・別紙

## ソフト事業

# 協働のまちづくり事業補助金

※令和4年度ソフト事業は継続団体のみ受付

### 1. 事業の目的

町民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進する為、地域の活性化に向けた町民の自主的な活動を支援します。

### 2. 事業の対象者

次の要件全てに該当する町民活動団体

- (1) 5人以上の構成員で、その過半数が町内に在住、在勤又は在学する町民活動団体であること。
- (2) 町内に活動拠点を有し、かつ、町内において活動を行うこと。

### 3. 補助の対象となる事業

地域の活性化や問題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、町民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とし、町民協働を進めていくために必要と認める事業、八百津町のまちづくりに必要と認められる事業。

### 4. 補助対象とならない事業

- (1) 町の他の補助を受ける事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 集会施設その他既存建物の修繕を目的とした事業
- (5) 団体の運営を目的とする事業
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とする事業
- (7) 営利を目的とする事業
- (8) 当該事業に対する事業主体の経費負担のない事業 など

### 5. 補助の内容

#### (1) 補助金の額

- 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- 限度額 50万円(1年目) 40万円(2年目)  
30万円(3年目) 25万円(4年目・5年目)  
最長で5年間まで  
補助対象経費が10万円以上となる事業

## (2)対象となる経費

項目	内容
謝金	講師、指導者、専門家への謝金
旅費	交通費や宿泊費の実費
会議費	会議に関して使用した費用
会場使用料・借上料	会議室、器具の使用料や車の借り上げ料など
通信運搬費	募集案内などを送付するための郵便料など
雑役務費	振込手数料など
印刷製本費	チラシ作成のための印刷経費
消耗品費	資料などの用紙代、事務用品代など
委託料	ホームページ作成委託料など
光熱水費	事業実施に使用した会場の電気・水道料など
保険料	行事開催時などの保険料

事業完了後に実績報告書に請求書・領収書等を添付して提出してください。  
契約期間外の領収は対象になりません。 経費項目間の流用は可能です。

## 6. 事業期間

令和4年4月審査会結果通知後～令和5年2月末日までの間

※審査会結果通知前に開始されている事業は対象となりません。

※同一事業を継続して実施しようとする場合には、年度毎に前年度の成果発表と新年度の審査を必要とします。

## 7. 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業報告書・収支決算書・支出内訳表(請求書・領収書等コピー不可)・イベント毎に参加人数を記載した写真・参考資料を提出してください。また、参加料を徴収するイベントを実施した場合は、参加者名簿の提出を求める場合があります。

## ハード事業

### 協働のまちづくり事業施設等整備費補助金

#### 1. 事業の目的

地域振興と活性化等に寄与する創意と工夫に満ちた自主的なまちづくり活動を推進するため、商工会、NPO、町民活動団体が行う施設等の整備事業の支援をすることを目的とします。

#### 2. 事業の対象者

(1) 商工法に規定する商工会

(2) 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人

(3) 次の要件に全て該当する町民活動団体

ア 八百津町内に主な活動場所を有し、5人以上の構成員があること

イ 事業を申請のとおり実施でき、終了後に所定の報告ができること

ウ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと

#### 3. 補助の対象となる事業

次の各号に掲げる施設等の新設、改修、保全等を行うことにより、まちづくりに資する整備事業で、※5年以上継続して運営する施設で、毎年(令和4年度～9年度までの6年間)事業報告が出来ること。

(1) 街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動、その他景観形成に資すると認められる事業

(2) シンボル施設の整備、モニュメントの設置、ライトアップ施設の整備、その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業

(3) 伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修、その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資すると認められる事業

(4) 観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に資すると認められる事業

(5) 空家、古民家、空店舗を活用した地域交流拠点の整備、その他空家等の利活用 に資すると認められる事業

(6) 防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備、その他安心安全なまちづくりに資すると認められる事業

(7) その他、良好なまちづくりに資すると認められる事業

#### 4. 補助の対象とならない事業

- (1) 仮設的な施設の整備及び政治的又は宗教的な活動を目的とした施設の整備は対象外とする。
- (2) 暴力団員との関係を有している団体
- (3) 過去に本補助金の交付を受けている団体

#### 5. 補助の対象となる経費

施設整備にかかる費用で、建築、改修、土木等の費用が対象となる。  
施設整備に附帯する設計・監理については対象となる。

#### 6. 補助の対象とならない経費

- (1) 土地の取得・造成費及び賃借に要する経費
- (2) 施設の維持管理に関する経費
- (3) 各種許認可に要する経費
- (4) 単なる構造物の撤去に要する経費や現状復旧の為の改修に要する費用
- (5) システム調査や実現可能性調査等の事前調査及び視察等に要する経費
- (6) 施設の広報に要する経費
- (7) 施設を活用したイベント等に要する経費
- (8) 什器・備品購入等に要する経費

その他、調査のみの事業及び住民活動等のソフト事業は対象外とする。

#### 7. 補助の内容

補助金の額	補助対象経費の10分の9以内 <b>限度額は200万円</b> 補助の対象経費が20万以上となる事業とします 予算の範囲内において補助金を交付します
-------	---

#### 8. 事業期間

令和4年4月審査会結果通知後～令和5年2月末日までの間  
※審査会結果通知前に開始されている事業は対象となりません。

#### 9. 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業報告書・収支決算書・支出内訳表(請求書・領収書等コピー不可)・施設等整備前後及び整備中の写真を提出してください。

# ソフト事業・ハード事業 申請の手続き

- ① 令和4年度事業の要望書を期日までに地域振興課へご提出ください。  
受付期間 : 令和3年12月20日(月)まで  
提出書類 : 別紙 要望書・収支予算見積書
- ② ソフト事業・ハード事業ともに、所定の交付申請書に下記の関係書類を添えて、期日までに地域振興課までご提出ください。  
申請書受付期間 : 令和4年2月7日(月)～2月14日(金)まで

## 【提出書類】

ソフト事業	ハード事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・団体の概要及び団体構成員名簿</li><li>・申請事業の概要及び収支計画書</li><li>・事業計画書</li><li>・申告書</li><li>・団体規約など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体の概要 (町民団体は団体構成員名簿を添付)</li><li>・申請事業の概要及び収支計画書</li><li>・次年度以降の事業計画書(5年分)</li><li>・申告書</li><li>・函面、見積書の写し(2社以上)、 現地写真などの参考資料</li><li>・団体規約など</li></ul>

書類の様式は、代表者の方へ、電子メールにて令和4年1月頃お送りします。

- ③ 申請書類の審査  
提出いただいた申請書類の事前審査を行います。  
事前審査日 令和4年2月21日(月)  
必ずご出席ください。
- ④ 本申請  
事前審査を終えましたら、本申請書類を再度ご提出いただきます。  
令和4年3月18日(金)までに提出

⑤ 審査会

◆書類審査と、公開プレゼンテーションによる公開審査で行います。

令和4年4月下旬 午前～午後 予定

申請団体は、事業内容について、新規申請団体・活動報告団体は持ち時間10分以内、継続事業団体は持ち時間15分以内でプレゼンテーションを行っていただきます。その後、審査員からの質問を概ね10分を目途に受け付けます。

新規事業	: 公開の審査会
前年度採択事業(活動報告)	: 前年度の成果発表
継続事業(ソフト事業)	: 前年度の成果発表、新年度の審査会

◆審査基準

審査員により、事業内容が地域活性化に寄与したものであるか、予算計画など実現可能な事業であるか、安定的で継続可能な事業運営や組織体制となっているか(ハード事業)などの評価項目によって、審査委員により採点をしていただきます。

◆審査員

町外のまちづくりに精通した方 3名 及び 町内在住、在勤の方 3名  
計6名により審査いただきます。

◆補助金決定基準

審査員の平均得点率によって、60%に満たない場合には、不採択とさせていただきます。なお、ソフト事業については、得点率によって、100%から80%の補助金額の査定をさせていただきます。

⑥ 審査の結果

審査の結果は、申請者へ文書にて通知させていただき、町のホームページでも公表させていただきます。

## 令和4年度 協働のまちづくり事業の流れ

1	説明会及び相談会	令和3年11月8日(月)～令和3年11月26日(金)開催
2	事業要望書受付	令和3年12月20日(月)まで
3	補助金交付申請書受付 申請書類事前審査(よろず相談) 補助金交付申請書提出	令和4年2月7日(月)～2月14日(月) 令和4年2月21日(月) 令和4年3月18日(金)まで
4	実績報告会及び審査会	令和4年4月下旬頃予定 新規事業:公開の審査会 継続事業:前年度の成果発表、公開の審査会
5	審査会結果通知	令和4年4月下旬頃予定
6	資金計画変更届提出	ソフト事業の該当団体のみ提出 (審査会により減額査定となった場合には、再度、収支予算書を提出いただきます)
7	事業着手届	ハード事業のみ提出
8	事業開始 ○事業変更承認申請書の提出 (※審査会において審査された事業内容に変更がある場合は、事前にご相談ください。) ○補助金概算払請求 前払いが必要と認められる場合には、補助金交付決定額の10分の9を限度に補助金の一部を事業完了前に請求することができます。	
9	事業の中間確認	
10	実績報告書の提出	令和5年2月末日まで(又は事業完了後30日以内のいずれか早い日)
11	完了検査	令和5年3月(ハード事業のみ現地検査)
12	補助金交付額確定通知書送付	令和5年3月～4月
13	補助金交付請求書の提出	令和5年3月～4月
14	補助金の交付	令和5年3月～4月

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒505-0392

加茂郡八百津町八百津3903番地2

八百津町役場 地域振興課 地域振興係

電話(0574)43-2111 内線2252